

令和7年1月農業委員会定例会議事録

日時	令和7年1月20日（木）午後1時30分～午後2時23分	
場所	さぬき市役所3階301・302	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～7号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第8～13号)
日程第4	農地改良届について	(会長提出議案第14号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第15～17号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第18号)
日程第7	地域計画変更申出について	
日程第8	その他	
出席委員	1 山下加代子 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 白川良一 9 林 文夫 10 藤井 修 11 横村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 15 長田禎二 16 細川和美 17 岩澤佳宣(会長職務代理者) 18 芳竹和政 (会長)	
欠席委員	2 吉原博美	
事務局	蓮井敏彦事務局長 大丸伸二副主幹 松本美佳係長 山本泰平主査	
農林水産課	なし	
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西渕健一農地集積専門員	
傍聴者	なし	

事務局

定刻時間は過ぎていますけれども、今から定例会を始めたいと思います。
会長、よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

改めまして、皆さん、こんにちは。ここ二、三日で急に朝、冷え込んでまいりまして、今、世間で言われておる、四季でなしにもう二季になってしまてるんじゃないかなと言われております。秋がなくなって春がなくなって、冬からいきなり夏になると、ちょっとおかしな現象になっておりますが、体のほうに十分気をつけていただきたいと思います。

それから、国のはうですが、農林水産大臣が替わって鈴木農林水産大臣ですか、やっぱり農家目線でいろいろな行政をなさっておるかなと思っておりますけど、結果はなかなか先で、出てこないとは思いますが、前の小泉大臣よりかはちょっと農政に関してはましかなという感じが致しております。今後を期待して、農業が発展できますように注視していきたいと思います。

それでは、ただいまより委員会を開催致します。

なお、本日提案致します案件については事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願ひ致します。

さて、本日の出席は18名中17名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それは、16番 細川委員さん、1番 山下委員さんにお願い致します。

では、本日の日程にそって進めさせていただきます。

古文

それでは、東路局から報告させていただきます。

お手元の別紙A4の資料1ページ、農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、4件受理しています。

次に、報告第2号、貸人、●●●、●●●●様、借人、●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●です。解約理由は借人の要望です

続きまして、報告第3号、第4号は農地機構を介した合意解約になります。報告第3号の貸人、●●●、●●●様、報告第4号、借人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●番●です。解約理由は貸人の要望です。

次に、別紙A4の資料2ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、7件受理しています。

まず、報告第1号、第2号は農地機構を介した合意解約となります。報告

第1号の貸人、●●●、●●●●様、報告第2号、●●、●●、●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●番です。解約理由は売買のためです。

続きまして、報告第3号、貸人、●●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番です。解約理由は貸し手の都合です。

次に、報告第4号、報告第5号は農地機構を介した合意解約となります。報告第4号、貸人、●●●●●●、●●●●様、報告第5号、借人、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番他1筆です。解約理由は貸し手の都合です。

次に、3ページの報告第6号、報告第7号は農地機構を介した合意解約となっています。報告第6号の貸人、●●●、●●●様、報告第7号、借人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。解約理由は借り手の都合です。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終了致しました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第7号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局

それでは、今月の3条の案件は7件ございまして、面積は6,905.98m²の8筆です。

それでは、個別の案件についてご説明します。議案書1ページを開いてください。

会長提出議案第1号、地区番号1、受付年月日、令和7年10月31日。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆。台帳地目、現況地目とともに田で、地積は1,598m²です。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は新規就農です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0m²、受人従事数は1人です。資料につきましては1ページになります。

申請地につきましては、●●●●●から北へ約590mに位置しています。申請地の耕作計画としては、水稻を予定しています。

次に、会長提出議案第2号、地区番号2、受付年月日、令和7年10月31日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目とともに田、地積は1,867m²です。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は23,593m²で、受人従事数は1人です。資料につきましては2ページになります。

申請地は、●●●●●●●●●から北東へ約600mに位置しています。申請地の耕作計画は水稻を予定しています。

続きまして、会長提出議案第3号、地区番号3、受付年月日、令和7年10月31日。譲渡人、●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●番●●、台帳地目は公衆用道路、現況地目は畠、地積は6.58m²です。譲渡人の申請事由は耕作不便、譲受人の申請事由につきましては経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は867m²で、受人従事数は1人です。資料につきましては3ページになります。

申請地は、●●●●●から西へ約300mに位置しています。申請地の耕作計画として、果物の栽培を予定しています。

続きまして、会長提出議案第4号、地区番号3、受付年月日、令和7年10月31日。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●番●です。台帳地目、現況地目ともに田、地積は331m²です。譲渡人の申請事由は耕作不便、譲受人の申請事由につきましては経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は10,354m²、受人従事数は2人です。資料につきましては4ページになります。

申請地は、●●●●●から西へ約500mに位置しています。申請地の耕作計画としては、オクラの栽培を予定しています。

続きまして、会長提出議案第5号、地区番号3、受付年月日、令和7年10月31日。譲渡人、●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●番です。台帳地目、現況地目ともに田、地積は1,437m²です。譲渡人の申請事由は経営縮小、譲受人の申請事由は経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は4,316m²、受人従事数は1人です。資料につきましては5ページになります。

申請地は、●●●●●から北西へ約1,000mに位置しています。申請地の耕作計画として、水稻を予定しています。

続きまして、会長提出議案第6号、地区番号5、受付年月日、令和7年10月31日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様、持分2分の1、●●、●●●●様、持分2分の1、譲受人は●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●●番です。台帳地目、現況地目ともに田、地積は1,052m²です。譲渡人の申請事由は経営縮小、譲受人の申請事由は新規就農です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0m²、受人従事数は2人です。資料は6ページになります。

申請地につきましては、●●●●●から北東へ約1,000mに位置しています。申請地の耕作計画として、野菜の栽培を予定しています。

最後につきましては、会長提出議案第7号、地区番号5、受付年月日、令和7年10月31日。譲渡人は●●●、●●●●●様、譲受人、●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番●です。台帳地目、現況地目ともに田、地積は614m²です。譲渡人の申請事由は相手方の要望、譲受人の申請事由は経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は1,225m²、受人従事数は1人です。資料は7ページになります。

申請地は、●●●●●から北西へ約960mに位置しています。申請地の耕作計画として、野菜の栽培を予定しています。

以上となります。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員からお願いします。

山下加代子委員

14日に現地確認に行ってきました。木も切り、草もきれいに刈って焼いて、きれいに整地できていました。いいんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

第2号議案ですが、11月18日に現地確認に行きました。この●●さんの隣の土地なので、農業拡大ということでよろしいと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林文夫委員

現地を見てきたんですけど、フェンスの中の土地ですかね。実際はフェンスの中の一帯は畠になっとんで、作っているという感じはしたんですけど、登記地目が公衆用道路、現況地目が畠ということなので、これはどういう意味か、もっと詳しく分かるように説明していただけませんか。

事務局

申請者の方からお話を伺っている点でいうと、もともと申請地から東に向かって、小さいあぜ道があったところを、いつしかフェンスを作つてその部分を農地として使っていたというような状況になります。

林文夫委員

何でこんなことに今回なるかという話を。

事務局

申請者の方が、今年の8月に3条申請でその南側の農地を所得してたんですけど、今回、申請が出てきた土地の登記地目が公衆用道路だったため、手続きをしていませんでした。この土地については、フェンスに囲まれ、現況地目が畠になっているため、農地法の制限を受ける形になり、今回、3条申請が上がってきた内容になります。

林文夫委員

もう1個確認だけど、フェンスの小屋がある反対側のところ、あれは全然関係なくて、フェンスの中の話ですね。

事務局

そうです、フェンスの中です。

林文夫委員

現地確認の際、事務局に聞いたらよかったですんやけど、聞かず現地に行つてしまつたんで。今回、説明を聞いて、推進委員さんにも説明できるということで。ほんたら、たまたま取り込んでた感じですかね。表現は悪いんですけど。

事務局

どっちかと言つたら、現況が農地なので、そのままにしていたのですが、所有権移転を移転するにあたつて、登記地目が公衆用道路で、現況地目が畠だったので農地法の制限を受ける形になり、今回の申請になりました。

眞田幸隆委員

これって公衆用道路、台帳地目上は公衆用道路やつたら農地法から外れるのではないんかね。なので、先に地目変更して、その現地の地目を公衆用道路から畠に変えて、農地台帳に。

事務局

言うたら、申請前に登記地目を先に変えとつたらいいんではないんかという話ですかね。

ここでいう台帳地目というのが登記地目で、現況地目が税務課のほうで確認している地目になります。現況地目が田畠である場合も農地法にかかってきますので、登記地目に関係なく、現況地目が田畠でも農家台帳に載つてくるという形になります。

この土地は登記地目が公衆用道路で、場所が志度の住宅街の中にあります。周辺は既に宅地や駐車場になってしまっているんですけど、そこだけ公衆用道路として約 6 m² という小さい区画で残っていました。そこが以前、3 条申請が出ていた畠のすぐ横の土地で、既に一体的にフェンスで囲われていたのですが、この土地だけ 3 条申請を忘れとつたいうようなところにはなるんですけど。

議長（会長）

いいですか。よろしいですか。

大塚ノブ子委員

それでは、第 4 号議案についてご報告致します。私たち 1 月 15 日に現地確認を行いました。この田は木も草もきれいに刈り取られ、田も耕されてきれいに管理されておりましたので、よろしいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議お願いします。

続いて第 5 号議案について、これも同じ日に現地確認を行いました。譲受人の川上さんが経営規模の拡大ということで、これもよろしいのではないかと私たち認めることに致しました。よろしくご審議お願い致します。

議長（会長）

続いて、●●地区からお願い致します。

戸田修治委員

6 号議案については、すぐ隣のおうち、これ引っ越してきたんかな、新規就農みたいなんですが、こざっぱりと畠管理されていますので問題ないと思

います。

それから、これ7番の田んぼは、図面でいいましたら7ページのほうに、鍵括弧の形になって修正が出るんですが、1枚物の田んぼなんです。その分を部分的に買うということだったら別段問題はないんですが、田んぼが1枚、半分に残るか、それは後からまた出るかもわかりませんけど、ということで、特には問題ありません。あの別の申請が出てますね。

事務局

はい。後で地域計画のほうで説明させていただく内容になるんですが、分筆後の余った土地については地域計画で転用の予定がある案件で、また後ほど説明させていただきます。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第1号から第7号につきましてお諮りします。議案第1号から第7号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第7号を原案のとおり認めることと致します。
続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第8号から第13号までを議題とし、一括上程致します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、会長提出議案第8号から第13号の非農地証明願いについて説明致します。

今回の非農地証明案件は6件です。対象農地は15筆で、合計面積は9,904m²です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第8号、地区番号2、受付年月日、令和7年10月31日。申請人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●他1筆です。台帳地目は畠、現況地目は山林で、地積は508m²です。申請理由は、30年ほど前から周辺の山林が押し寄せ雑木が生い茂り、また、進入路が狭く耕作が不便で、管理が行き届かなくなり耕作放棄地となりました。資料につきましては8ページから9ページをご覧ください。場所につきましては、●●●●●から南へ約940mに位置しております。

次に、会長提出議案第9号、地区番号2、受付年月日、令和7年10月31日。申請人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目が田、現況地目は雑種地です。地積につきまして

次に、会長提出議案第10号、地区番号2、受付年月日、令和7年10月31日。申請人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番他7筆です。台帳地目が畠、現況地目が山林、地積は5, 110m²です。申請理由は、平成23年頃、前所有者である父親が高齢で健康上の理由から維持管理が難しくなり、耕作を放棄したことで山林化し、現在の状況となりました。資料につきましては12ページから13ページをご覧ください。場所は●●●●●から北西へ約2, 400mに位置しております。

次に、会長提出議案第11号、地区番号3、受付年月日、令和7年10月31日。申請人、●●、●●●●様、申請地が●●●●●●●番●●他1筆です。台帳地目が畑、現況地目は山林、地積は3,902m²です。申請理由は、昭和50年頃までブドウを栽培していたが、日照や作業性が悪く、耕作を放棄したことで山林化し、現在の状況となりました。資料につきましては14ページから15ページをご覧ください。場所は●●●●●●●から南へ約900mに位置しております。

次に、会長提出議案第12号、地区番号3、受付年月日、令和7年10月31日。申請人、●●●●様、申請地、●●●●●●●番です。台帳地目が畠、現況地目は雑種地で、地積は198m²です。申請理由は、狭小農地であり耕作に適さないため、近隣に所有する農地の牧草保管施設として利用しています。資料につきましては16ページから17ページをご覧ください。●●●●●●●から南西へ約250mに位置しております。

最後に、会長提出議案第13号、地区番号3、受付年月日、令和7年10月31日。申請人、●●●、●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●番●です。台帳地目が畠、現況地目は宅地、地積は32m²です。申請理由は、家庭菜園として使用していましたが、平成10年以降は利用しなくなり、また、狭小農地で耕作に適さないため、今回の申請に至りました。お手元の資料18ページから19ページをご覧ください。場所につきましては、●●●●●から南東へ約1,900mに位置しております。

以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

第8号議案ですが、この図面のほうに、見ていただいたらたくさん写真が載っているんですけど、実際はもう、3番、4番かな、3と5、それと、8

番かな、竹林になっているところが対象の土地です。見たとおりで、作れるような状況ではありませんので、よろしくお願ひいたらと思います。

それと、第9号議案ですが、これは、トラクターを置いている場所で、その横が道路なんです。全体 154m^2 ということで、農業用の駐車場というか、それ置いてたので、そういうふうに使うのかなということで、これもよろしくお願ひいたらと思います。

それと、第10号議案の●●さんの農地ですが、これ●●●の●●というところのずっと東のほうの山の中でございます。本当に確認に行くのも大変なような場所でございます。特にもう、この写真のとおりで、ずっと続いているので問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたらと思います。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

第11号についてご報告致します。11月15日に私たち現地確認を行いました。これは、 $3,652\text{m}^2$ のほうは雑木が大きくなつて、一目見てもう山林、私たち一目で山林と判断致しました。それと、その下の 250m^2 の畠のほうは、これは竹が生い茂つて生えておりまして、これもなかなか元の状態には無理でしようということで判断致しました。よろしくお願ひ致します。

12号についてご報告致します。これも同じ日に現地確認を行いました。●●さん、馬を飼うということなんですかけれども、現地見たときには刈り取った牧草が積まれておりました。それと農機も置いておりました。 198m^2 ということで、私たちこれもよろしいのではないかと認めることにしました。よろしくお願ひ致します。

第13号につきましては、これも同じ日に現地確認を行いました。 32m^2 という大変狭い農地なんですかけれども、ススキとか雑草が大きく茂っている現状で、これも仕方ないのではないかと判断致しました。よろしくご審議お願い致します。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第8号から第13号につきましてお諮りします。議案第8号から第13号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号から第13号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第4 農地改良届について、会長提出議案第14号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局から説明をお願い致します。

事務局

今月の農地改良の案件は1件ございまして、面積にして2,710m²、3筆です。議案書5ページからでございます。

会長提出議案第14号についてご説明します。申請人、●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他2筆、台帳地目田、現況地目畠、地積2,710m²。農地改良後の地目田、農地改良後の営農計画、水稻の栽培。工事着完予定年月日、令和7年11月21日から令和8年5月20日。農地区分、第2種農地。資料は20から23ページで、位置図を20ページに掲載しています。

申請地は、●●●●●の北約1kmに位置しております。申請地は、香川県東讃土地改良事務所が行う●●●●●●●●●●の仮設用道路として使用を予定しており、工事完了後は水稻の栽培をしやすいように盛土による造成を行う予定となっています。1,000m²を超える農地の形状変更が生じたことから、本申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ているものであります。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

戸田修治委員

先週の日曜日に全員で見に行きました、以前これは工事用の道路か何か、ため池絡みで申請が出とったと思いますが、田んぼを改修して広い田んぼで水田でされるということで特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第14号についてお諮り致します。議案第14号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第14号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第15号から第17号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

今月の5条の案件は3件ございまして、面積にして3,629m²、5筆です。議案書6ページからでございます。

会長提出議案第15号についてご説明します。譲渡人、●●●、●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目、宅地、地積80m²。転用目的、宅地拡張。工事着工予定年月日、昭和47年1月1日から令和8年11月30日。権利、所有権移転売買、農地区分、第2種農地。無断転用是正の上、新たにカーポートを設置する申請案件です。資料は24から25ページで、位置図を24ページに掲載しています。

申請地は、●●●●●●●●●の東約1.8kmに位置しております。譲受人は●●●で●●●●●の会社を経営しており、以前は遠方の●●●●から通勤をしていたため会社の周辺地で住居を探していたところ、譲渡人が売りに出していた申請地の住居を気に入り、お互いの意向が合致したため売買契約が成立するに至りました。現在、住居以外の農地等についても売買の話が進められています。しかしながら、申請地の農地は住居の駐車場用地として無断転用されていたこと、また、譲受人はカーポートを新たに設置したい意向があったため、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第16号についてご説明します。譲渡人、●●、●●●●様、
●●●●●●、●●●●様、持分3分の1、●●●、●●●●●様、持分3
分の1、●●、●●●●●様、持分3分の1、譲受人、●●●、●●●●●
●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●番他2筆、台帳地目、現況
地目ともに田、地積2, 891m²。転用目的、宅地分譲。工事着工予定期限
日、令和8年2月10日から令和9年1月31日。権利、所有権移転売買、
農地区分、第3種農地、用途区分、第一種住居地域。資料は26から28ペ
ージで、位置図を26ページに掲載しています。

申請地は、●●●●の南約200mに位置しております。譲受人は不動産業を営んでおり、近隣にスーパーなどの店舗があり、鉄道の駅から近く、幹線道路へのアクセスもしやすい本申請地において、新たに9区画の宅地を造成することを目的とし、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

ページで、位置図を29ページに掲載しています。

申請地は、●●●●の南約200mに位置しており、議案第16号の北側に隣接する農地となっております。譲受人は不動産業を営んでおり、近隣にスーパーなどの店舗があり、鉄道の駅から近く、幹線道路へのアクセスもしやすい本申請地において、新たに2区画の宅地を造成することを目的とし、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●

●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

第15号議案ですが、同じく11月18日に現地確認に行きました、これは無断転用の是正ということで、農振除外のときにも話がありまして、よろしくお願いしたらと思います。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

委員

16号議案、17号議案ともに宅地化いうて出てきとるので、よろしくお願ひします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第15号から第17号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第15号から第17号につきましてもお諮りします。議案第15号から第17号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第15号から第17号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第18号を議題とし、上程致します。なお、今月の議案で、議案書の整理番号3番が●●委員、68番から71番が●●委員、72番から74番が●●委員の除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、会長提出議案第18号についてご説明致します。議案書は7ペ

ページから 12 ページをご覧ください。

まず、7 ページにつきましては農地機構を通じて農地の売買を行うもので、今回は売り手から農地機構への所有権移転を行うもので、5 件あります。

整理番号 1、●●、●●●●様、対象地は●●●●●●●●●●番他 1 筆。

整理番号 2、●●、●●●●様、対象地は●●●●●●●●●●番●。

整理番号 3、●●、●●●●様、対象地は●●●●●●●●●●番。

整理番号 4、●●、●●●●様、対象地は●●●●●●●●●●番●。

整理番号 5、●●●●、●●●●様、対象地は●●●●●●●●●●●●●●●●番他 1 筆です。

次に、議案書 8 ページからは、農地の貸し借りについて、委員さん案件を除いた 78 件についてご説明致します。

貸付先は個人 57 件、法人 21 件となっております。設定する権利の種類は、使用貸借権が 75 件、賃借権が 3 件で、賃借権の 3 件の内訳につきましては、5,092 円が 1 件、9,597 円が 1 件、9,649 円が 1 件となっております。期間は、3 年が 1 件、5 年が 5 件、6 年が 11 件、6 年 11 か月が 3 件、10 年が 57 件、15 年が 1 件となっております。

利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっており、地域計画の区域については、●●地区が 3 件、●●地区が 2 件、●●地区が 6 件、●●地区 9 件、●●地区 1 件、●●地区 12 件、●●地区 11 件、●●地区 4 件、●●地区 14 件、●●地区 16 件となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては件数が多く、時間もかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等がある場合は整理番号を指定の上、発言ください。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、それでは、議案書の整理番号第 3 番、68 番から 74 番を除く議案第 18 号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案書の整理番号 3 番、68 番から 74 番を除く議案第 18 号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員の関係議案である議案書の整理番号 3 番、●●委員の関係議案である 68 番から 71 番、●●委員の関係議案である 72 番から 74 番の審議に入ります。

それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長（会長）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、会長提出議案第18号についての委員さんの案件は8件で、権利の種類は使用貸借権が8件となっており、期間は10年が8件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜となっており、地域計画の区域は●●地区6件、●●地区1件、●●地区1件となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑はありませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり承認致します。

退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長（会長）

続きまして、日程第7 地域計画変更申出について、農業経営基盤促進法に基づく農業委員会等への意見聴取を実施することとなっております。

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

地域計画変更申し出についてご説明させていただきます。

今月の地域計画の変更申出は2件です。

それでは、個別にご説明します。参考となる資料は一覧表の次のページから1ページずつつけておりますので、適宜ご参照のほどよろしくお願いします。

申出番号1、資料1ページをご覧ください。申請人、●●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●他1筆、地積233m²、転用目的、宅地拡張。無断転用是正の案件で、申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

申出番号2、資料2ページをご覧ください。申請人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●、地積438m²、転用目的、農家住宅です。議案第7号で3条申請のあった農地の北側に隣接する農地となります。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

以上です。

議長（会長）	日程第7 地域計画変更申出について質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、日程第7 地域計画変更申出についてお諮り致します。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、日程第7 地域計画変更申出について原案のとおり認めることと致します。 続いて、日程第8 その他で、事務局から。
事務局	次回の定例会を案内致します。来月12月19日金曜日1時半からここで行います。以上です。
議長（会長）	農地集積専門員から何か。
農地機構	ございません。
議長（会長）	以上をもちまして、令和7年11月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。
	(2時23分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員 ······ 16名 反対委員 ······ 0名

・非農地証明願いについて

賛成委員 ······ 16名 反対委員 ······ 0名

・農地改良届について

賛成委員 ······ 16名 反対委員 ······ 0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員 ······ 16名 反対委員 ······ 0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員 ······ 16名 反対委員 ······ 0名

・地域計画変更申出について

賛成委員 ······ 16名 反対委員 ······ 0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 16番

署名委員 1番